

平成 2 8 年 監 査 公 表 第 5 号

地方自治法第 1 9 9 条第 4 項に基づき平成 2 8 年度定例監査を実施し、その結果について同条第 9 項の規定により次のとおり公表します。

平成 2 8 年 1 1 月 7 日

扶桑町監査委員 岩 本 幸 松

扶桑町監査委員 杉 浦 敏 男

## 平成 28 年度定例監査報告書

### 1. 監査の種類

地方自治法第 199 条（昭和 22 年法律第 67 号）第 4 項に基づく  
監査

### 2. 監査の方針

平成 28 年度においては、町の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、その他一般行政事務の組織及び運営管理が能率的に行われているかを主眼として監査を実施しました。

### 3. 監査期間及び対象

監 査 日 時	監査対象課等
10月31日 午前9時30分～	学校教育課
11月 2日 午前9時30分～	文化会館
午前10時45分～	生涯学習課
11月 4日午前 9時30分～	住民課
午前10時45分～	介護健康課
11月 7日午前 9時30分～	福祉児童課

### 4. 監査の方法

監査対象課等の財務に関する事務執行に関し、関係法令に基づき適正に執行されているかについて、各課等から提出された関係書を抽出により照合するとともに、関係職員の出席を求め説明を聴取するなどの方法により監査しました。

### 5. 監査の結果

監査対象課等に係る出納及びその他の事務の執行については、概ね適正と認められました。その中で、一部不適切なものが次のとおり見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらの点に

留意するとともに、必要な措置を講じて下さい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知して下さい。

## 6. 指摘事項

(1) 「わくわくスポーツフェスタ」の運営委託契約において、予算流用前による契約事務の執行が見受けられました。今後は、適正な時期により契約事務を実施するよう努めて下さい。

(2) ジュース販売等のための町民プール施設等の目的外使用による使用料については、扶桑町行政財産の特別使用に係る使用料条例第3条の規定に基づき、「使用の開始前に徴収する。」よう努めて下さい。

(3) 「扶桑町ファミリーサポートセンター事業」委託料が10月に支払われていたが、委託契約時に添付された業務仕様書においては、「9月及び12月に」支払うものとの記載がありました。今後は、業務仕様書に基づき適期に支払うよう努めて下さい。

(4) 時間外勤務の短縮及び代休の消化については、十分な改善が見受けられないようです。更なる職場環境の整備等に努めて下さい。

## 7. 監査意見

今回実施された定例監査については、地方自治法その他関係法令の規定に基づき審査した結果、財務に関する事務について一部指摘あるいは訂正等があったものの、概ね適正に処理されているものと認められました。

今年度も半分以上が過ぎたところですが、代休を含めた休暇の取りやすい職場の環境整備を再検討するとともに、今一度チェック体制を強化するなどして今後予定される事業について、経費支出の効率化に配慮し、特に調定に関する事務については、漏れの無いよう、適正に継続されるよう努めて下さい。